

10. 大学コンソーシアム京都単位互換科目について

公益財団法人大学コンソーシアム京都の単位互換事業に参加する他の大学または短期大学（以下「他大学等」という）が提供する授業科目のうち、本学が指定する科目を履修することができます。科目を履修して合格した場合は、平成 28 年度以降入学者はキャリア形成科目群、平成 25～27 年度入学者は拡大科目群・単位互換等科目の大学コンソーシアム京都単位互換科目、平成 24 年度以前入学者は EX 群として認定され、さらに学部によっては卒業に必要な単位として認定されます。

①授業の特色

- ◇ 本学が指定する科目は、国際高等教育院が年度ごとに決定し、別途掲示によりお知らせします。
- ◇ 授業は科目を提供する大学またはキャンパスプラザ京都（JR 京都駅北西）で実施されます。

②履修登録

- ◇ 定員は、各授業科目によって異なります。
- ◇ 出願の受付は前期・後期・通年・集中科目とも 4 月上旬に行います。
- ◇ 出願者は、定められた期日までに全学共通科目学生窓口に申し出てください。
- ◇ 履修の可否は、科目提供大学により決定され、4 月下旬に出願者にお知らせします。
- ◇ 履修の可否が決定するまでは、仮受講してください。
- ◇ 他の全学共通科目、学部科目と重複して履修することはできません。他大学等との往復時間も考慮してください。
- ◇ 受講許可を受けた科目は、受講放棄せず、必ず受講してください。
- ◇ 「単位互換履修生証」交付のため写真提出等の手続きが必要な科目もあるので、科目提供大学の指示に従ってください。

③成績評価及び単位認定

- ◇ 履修した授業科目の成績評価及び単位認定については、科目提供大学の定めるところによります。
- ◇ 各学部の修得した単位の取り扱いは次のとおりです。

学部	総合人間	文	教育	法	経済	理	医	薬	工	農
認定	×	○	×	× (注)	×	×	×	×	×	×

○…卒業に必要な単位として認定する。 ×…卒業に必要な単位として認定しない。
(注) 法学部は履修も許可しない。